

県の感染レベル	行事・活動等の実施	備考
6 (感染まん延期後期)	<p>運動会、部活動、修学旅行及び宿泊体験活動、その他宿泊を伴わない校外活動は延期または中止</p> <p>教育課程(日課や授業内容等)を工夫しながら、十分に感染症対策を講じた上で授業を実施</p>	<p>県の感染レベル6であっても、緊急事態宣言が解除された場合は、県の感染レベル5相当の対応となります。</p>
5 (感染まん延期中期)	<p>運動会、修学旅行及び宿泊体験活動、その他宿泊を伴わない校外活動は延期または中止</p> <p>部活動は、校内での練習に限り、十分な感染症対策を講じた上で実施</p> <p>授業については、内容や方法を工夫しながら、十分に感染症対策を講じた上で実施</p>	<p>県の感染レベル5であっても、下田市がまん延防止等重点措置区域から外れた場合は、県の感染レベル4相当の対応となります。</p>
4 (感染まん延前期)	<p>運動会は来場者の制限、応援時のマスクの着用及び手指消毒を徹底する等、具体的な対応策を講じた上で実施</p> <p>部活動は、市内の対外試合を含めて十分な感染症対策を講じた上で実施</p> <p>修学旅行等泊を伴う活動は、警戒宣言発令地域・まん延防止等重点措置区域を目的地としていなければ実施可(市教委と相談の上判断)。</p> <p>その他宿泊を伴わない校外活動は十分に感染症対策を講じた上で実施</p> <p>授業については、感染症対策を講じた上で通常実施</p>	<p>県の感染レベル4であっても、下田市がまん延防止等重点措置区域に指定された場合は、県の感染レベル5相当の対応となります。</p>
3以下	<p>学校の教育活動は、感染症対策に配慮した上で通常実施</p>	

泊を伴う活動については予約のキャンセル等の都合があるため、修学旅行は1か月前、宿泊体験活動は1週間前までに実施の可否を判断します(直前に感染症が拡大した場合は、その状況に応じて判断)。

この判断レベルはあくまでも目安となります。下田市の感染状況を考量しながら、保健所や学校医からの助言、市校長会との協議等を踏まえ、実施について最終的に判断します。